

企業・法人等との協働の森づくりに関する指針

第1 趣旨

山村の過疎化の進行や木材価格の低迷等により、適切に管理されていない森林が増加する一方、地球温暖化対策などにより森林の重要性が改めて見直されている。

また、企業・法人等（以下「企業等」という。）においては、社会貢献活動や環境問題への取組みに対する意識の高まりの中、植樹等の森づくりへの参画の機運が高まっている。

そこで、それら企業等の取組みを積極的に支援し、水源のかん養などの森林が有する公益的な機能の維持、向上を図るとともに、森林の重要性を広く県民に周知し、県民参加の森づくりを推進することを目的として、県が企業等への支援を行う際の指針を定めるものとする。

第2 企業・法人等との協働の森づくりの内容等

企業・法人等との協働の森づくり（以下、「企業等の森づくり」という。）の内容は、森林の有する公益的機能の向上、企業等と地域との交流を通じた地域振興などに寄与するため、次に掲げる内容を基本に、対象とする森林の状況を勘案し、企業等と森林所有者が協議を行い決定するものとする。なお、期間は、3～5年間を目途とするが、企業等と森林所有者との協議により決定する。

- (1) 森林整備活動（植樹、下刈り、枝打ち、間伐等）
- (2) 森林を利用した地域との交流活動
- (3) 自然観察や環境教育
- (4) その他当指針に定める趣旨にふさわしいと認められる活動

第3 県の支援等

- 1 県は、企業等と森林所有者の意向を十分把握し、森林の紹介を行うものとする。なお、県の紹介する1事業地は、原則として0.1ha以上とする。
- 2 県は、第4に掲げる協定書等の締結等が円滑に進むよう協力、支援を行うものとする。
- 3 県は、第2に掲げる活動を行う際、必要な知識、技術、人材（指導者）の確保等について、関係市町村等と協力し支援を行うものとする。

第4 協定書等の締結

- 1 企業等の森づくりにおいては、企業等と森林所有者との間で取組み内容、その他必要事項を記載した協定書を締結するものとする。その際、県は必要に応じ立会いを行うものとする。
- 2 協定書は、別記第1号様式を標準とし、企業等と森林所有者が協議して内容を決定する。
- 3 企業等の森づくりを受け入れる森林所有者と企業等は、必要に応じ土地の賃貸借契約書を締結するものとする。

第5 企業等の森づくりによる二酸化炭素の吸収に関する証明書の交付

- 1 県は、第4に掲げる協定書により森林整備活動を行う企業等から要請があった場合、森林による二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止機能への貢献度を示す「二酸化炭素の吸収に関する証明書」を交付するものとする。
- 2 前項の証書の様式は、別記第2号様式を標準とするものとする。

第6 企業等の森づくり活動における留意事項

- 1 企業等は、各種法令を遵守するとともに、円滑に活動を進めなければならない。
- 2 第4に掲げる協定書に記載された森林に、企業等が個別の名称を使用する場合、森林所有者と協議するとともに、地域住民の意向にも配慮しなければならない。
- 3 前項の趣旨を示す看板類の設置については、森林所有者と協議の上、企業等の負担により行うものとする。

附則

この指針は、平成20年12月24日から施行する。

別記第1号様式

「企業・法人等との協働の森づくり」における森づくり協定書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）、森林所有者〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇における森づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、第2条に定める森林において植樹及び間伐等の森づくり活動を実施することにより、社会貢献を行うとともに、地域社会との交流を図ることにより地域の発展に寄与するものとし、乙は甲の実施する活動に対し誠意をもって協力するものとする。

（協定区域）

第2条 この協定により、甲が植樹及び間伐等の森づくり活動を行う森林（以下「協定森林」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、この森林の名称を「〇〇の森」という。

- 1 所在地 熊本県〇〇〇〇
- 2 面積 〇〇h a
- 3 図面 別紙のとおり

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日～平成 年 月 日までとする。

ただし、甲又は乙から期間を延長したい旨の申し出があった場合、甲及び乙が協議のうえ、期間を延長することができるものとする。

（活動の実施）

第4条 甲は、協定森林における森づくり活動を、甲及び乙が協議のうえ別途定める「〇〇の森」活動計画に（以下「活動計画」という。）に基づき実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 活動計画に基づいて行う経費の負担等については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

（立木等の財産の帰属）

第6条 区域内に植樹する樹木及び間伐材等並びに甲が設置若しくは補修を行った工作物（道路等）は、契約期間中、契約満了後又は契約が解約され若しくは解除された場合のいずれの時点においても、乙の所有に帰属するものとする。

（信義誠実の尊重）

第7条 甲及び乙は、相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行するものとする。

（その他の事項）

